情報保全業務の実施に関する訓令を次のように定める。 平成15年3月24日

防衛庁長官 石破 茂

情報保全業務の実施に関する訓令

改正 平成 15 年 5 月 1 日庁訓第 52 号 平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 12 号 平成 18 年 7 月 28 日庁訓第 83 号 平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 145 号 平成 19 年 8 月 30 日省訓第 145 号 平成 21 年 3 月 31 日省訓第 28 号 平成 21 年 7 月 29 日省訓第 48 号 平成 26 年 7 月 24 日省訓第 40 号 平成 27 年 10 月 1 日省訓第 39 号 平成 29 年 3 月 24 日省訓第 9 号 令和 6 年 2 月 16 日省訓第 4 号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 防衛省情報保全委員会(第3条-第9条)

第3章 防衛省カウンターインテリジェンス委員会(第10条-第13条)

第4章 雑則(第14条-第17条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省における情報保全業務に係る組織及び機能の充実及び強化の ための各種施策を推進するとともに、自衛隊情報保全隊を始めとする防衛省の情報保全 業務に係る組織相互の緊密な連携を確保し、もって防衛省における情報保全業務を円滑 かつ効果的に行うため必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 情報保全業務 秘密保全、隊員保全、組織・行動等の保全及び施設・装備品等の保全並びにこれらに関連する業務をいう。
  - (2) カウンターインテリジェンス 情報保全業務のうち、外国情報機関による防衛省・

自衛隊に対するちょう報(盗聴、窃取、協力者からの情報収集等により、合法非合法 を問わず、防衛省・自衛隊の情報を不正に入手しようとすることをいう。)による情報の漏えいその他の被害を防止することをいう。

(3) 施設等機関等 防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、 情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁をいう。

## 第2章 防衛省情報保全委員会

(防衛省情報保全委員会の設置)

第3条 防衛省における情報保全業務に係る組織及び機能の充実及び強化のための各種施 策を推進するとともに、防衛省の情報保全業務に係る組織相互の緊密な連携を確保し、 もって防衛省における情報保全業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を審議す ることを目的として、防衛省に防衛省情報保全委員会(以下「情報保全委員会」という。) を置く。

(情報保全委員会の構成等)

- 第4条 情報保全委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。
  - (1) 防衛審議官
  - (2) 大臣官房長
  - (3) 防衛政策局長
  - (4) 人事教育局長
  - (5) 情報保全業務に関する事項を整理する防衛政策局次長
  - (6) 委員長の指名する審議官
  - (7) 統合幕僚長
  - (8) 陸上幕僚長
  - (9) 海上幕僚長
  - (10) 航空幕僚長
  - (11) 情報本部長
  - (12) 防衛装備庁長官
  - (13) その他委員長の指名する者
- 2 委員長は、事務次官をもって充てる。
- 3 委員長は、情報保全委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 委員長は、関係のある防衛省職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(情報保全企画小委員会の設置)

第5条 情報保全委員会の審議に資するため、情報保全委員会の下に、情報保全企画小委 員会(以下「小委員会」という。)を置く。

(小委員会の構成等)

- 第6条 小委員会は、小委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。
  - (1) 情報保全委員会の委員である防衛政策局次長
  - (2) 情報保全委員会の委員である審議官
  - (3) 統合幕僚監部総務部長

- (4) 統合幕僚監部運用部長
- (5) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長
- (6) 陸上幕僚監部警務管理官
- (7) 海上幕僚監部総務部長
- (8) 海上幕僚監部指揮通信情報部長
- (9) 航空幕僚監部総務部長
- (10) 航空幕僚監部運用支援・情報部長
- (11) 情報本部情報保全官
- (12) 防衛装備庁装備政策部長
- (13) その他小委員長の指名する者
- 2 小委員長は、防衛政策局長をもって充てる。
- 3 小委員長は、小委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 小委員長は、関係のある防衛省職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 小委員長は、必要と認めるときは、委員長に情報保全委員会の開催を求めることができる。

(審議事項)

- 第7条 情報保全委員会は、次に掲げる事項(第12条各号に掲げる事項を除く。) について審議する。
  - (1) 防衛省における情報保全業務の実施に関する事項(次号に掲げるものを除く。)
  - (2) 特定秘密の保護に関する訓令(平成26年防衛省訓令第64号)第40条に規定する紛失その他の事故及び第40条の2に規定する不適切な取扱いに関する事項
  - (3) 防衛省の情報保全業務に係る組織及び機能の充実及び強化のための各種施策に関する事項
  - (4) 統合幕僚監部並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の情報 保全業務の運営の基本に関する事項
- 2 情報保全委員会において審議する事項は、あらかじめ、小委員会の審議を経ることを 原則とする。

(指針の作成)

第8条 情報保全委員会は、毎年度、情報保全業務に関する指針(以下「指針」という。) を作成するものとする。ただし、必要があると認める場合は、随時、指針を変更することができる。

(自衛隊情報保全隊の運営の基本方針の作成)

- 第8条の2 統合幕僚長は、情報保全委員会の審議を経て、指針に基づく自衛隊情報保全 隊の運営の基本方針(次項において「運営の基本方針」という。)を、指針の作成に併せ て作成するものとする。
- 2 前項の規定は、指針の変更に伴う運営の基本方針の変更について準用する。 (防衛大臣への報告)
- 第9条 情報保全委員会は、必要に応じ、審議内容その他の事項を取りまとめ、防衛大臣 に報告するものとする。

第3章 防衛省カウンターインテリジェンス委員会

(防衛省カウンターインテリジェンス委員会の設置)

第10条 指針に基づき防衛省におけるカウンターインテリジェンスに関する方針を策定するとともに、カウンターインテリジェンスに関する情報の集約及び共有を図り、もって防衛省におけるカウンターインテリジェンスを円滑かつ効果的に行うことを目的として、防衛省に防衛省カウンターインテリジェンス委員会(以下「カウンターインテリジェンス委員会」という。)を置く。

(カウンターインテリジェンス委員会の構成等)

- 第11条 カウンターインテリジェンス委員会は、委員長、委員及び専門委員をもって構成する。
- 2 委員長は、事務次官をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 防衛審議官
  - (2) 防衛政策局長
  - (3) 情報保全業務に関する事項を整理する防衛政策局次長
  - (4) 統合幕僚長
  - (5) 陸上幕僚長
  - (6) 海上幕僚長
  - (7) 航空幕僚長
  - (8) 情報本部長
  - (9) 防衛装備庁長官
  - (10) その他委員長の指名する者
- 4 専門委員は、自衛隊情報保全隊司令をもって充てる。
- 5 委員長は、カウンターインテリジェンス委員会を招集し、会務を総理する。
- 6 委員長は、関係のある防衛省職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要 な協力を求めることができる。

(審議事項)

- 第12条 カウンターインテリジェンス委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 防衛省におけるカウンターインテリジェンスに関する具体的方針
  - (2) 防衛省におけるカウンターインテリジェンスの実施の具体的方法に関する事項
  - (3) 内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センターとの連携に関する 事項

(報告)

第13条 カウンターインテリジェンス委員会は、必要に応じ、審議内容その他の事項を 取りまとめ、防衛大臣及び情報保全委員会に報告するものとする。

第4章 雑則

(情報保全委員会等の庶務)

第14条 情報保全委員会、小委員会及びカウンターインテリジェンス委員会の庶務は、

防衛政策局調査課において処理する。

(情報保全業務の実施)

第15条 統合幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長並びに施設等機関等の長(防衛省本省の内部部局にあっては官房長又は局長をいう。以下同じ。)は、指針に基づき、情報保全業務を実施するものとする。

(相互協力等)

- 第16条 統合幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長並びに施設等機関等の長は、情報保全業務を実施する際には、当該業務の重要性及び特殊性にかんがみ、自 衛隊情報保全隊と緊密に連携し、情報保全業務を円滑かつ効果的に実施するものとする。 (委任規定)
- 第17条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附 則(平成15年防衛庁訓令第7号)

この訓令は、平成15年3月27日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年4月 1日から施行する。

附 則(平成15年防衛庁訓令第52号)

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成18年防衛庁訓令第12号(抄)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
  附 則(平成18年防衛庁訓令第83号)(抄)
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。附 則(平成19年防衛庁訓令第1号)(抄)(施行期日)
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。附 則(平成19年防衛省訓令第145号)(抄) (施行期日)
- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。附 則(平成21年防衛省訓令第28号)
  - この訓令は、平成21年3月31日から施行する。 附 則(平成21年防衛省訓令第48号)
  - この訓令は、平成21年8月1日から施行する。 附 則(平成26年防衛省訓令第40号)
  - この訓令は、平成26年7月25日から施行する。 附 則 (平成27年防衛省訓令第39号) (抄) (施行期日)
- 第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年防衛省訓令第9号)

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。 附 則(令和6年防衛省訓令第4号)

この訓令は、令和6年2月16日から施行する。